

○分収造林の推進について

(昭和33年6月2日 33林野第6288号)
林野庁長官より都道府県知事あて

分収造林特別措置法（昭和33年4月15日法律第57号）の施行に伴なう分収造林の推進については、さきに「分収造林特別措置法の施行について」（昭和33年5月6日33林野第5065号次官通達）で通達した「分収造林推進要綱」によるほか、特に下記の事項に留意の上遺憾のないよう指導につとめられたい。

なお、別紙（4及び5）に模範契約例を添付するから参考に資されたい。

記

1 造林計画の区分

造林の長期計画及び年度計画を、自営造林によるべきものと分収造林によるべきものとに区分し、それにもとづいて分収造林の積極的な推進を図ること。（要綱第1）

2 森林計画事項との調整

森林法第14条の義務不履行地については積極的に分収造林契約の勧奨とあっせんを行なうこととするが、この場合においても森林計画で再度その土地に対する植栽を指定すること。この場合1の造林計画の区分においては、分収造林計画によるべきものとして取扱うこと。

また公有林野に対するあっせんは、「公有林経営計画の作成並びにその実施について」（昭和32年10月10日林野第13730）にもとづく公有林野に関する利用区分及び経営計画の指導業務と連けいしてこれを行なうこと。（要綱第3）

3 契約態様の指導

分収造林特別措置法第1条によれば、造林者と費用負担者及び土地所有者と費用負担者の各二者のみの契約も本法の適用をうけることになっているが、これらの契約は特殊な場合を除いては成立し得ないものと認められるので、造林者と土地所有者との二者契約及び土地所有者と造林者と費用負担者との三者契約のあっせん及び指導に重点をおくこと。

なお、同一の土地に対する分収造林を造林者と土地所有者及び造林者と費用負担者の二個の二者契約によって行ない、これをあわせて三者契約の実を得ようとするもの（二面契約）は、そのいずれか一方の契約が本法の適用をうけられないことになるので、つとめて、この形をさけること。（要綱第2）

4 対象地の公表

対象地の公表は、造林者又は費用負担者となることを希望する者がなく、これらを募るため特に必要があると認められた場合において、県公報に登載する等の方法によりこれを行なうこと。

なお、この際の様式は別紙1を参考として定めること。

5 造林者となるべき者のあっせんと指導

(1) 同一の土地について造林者となることを希望する者が競合する際には、土地所有者の希望する者を優先してあっせんするものとし、土地所有者が別段の希望を有しない場合は要綱のあっせん順位に従ってあっせんする。（要綱第4の2）

(2) 造林者とすることを希望する者がない土地については、造林者として適當と認められる者に対して広く契約の締結を勧奨すること。（要綱第4の2）

(3) (1)及び(2)のあっせんまたは勧奨を行なう場合には、特に次の事項に留意すること。

(イ) 農林業者の組織する法人の中では、契約の対象地の所有者との関連及び森林経営に関する教育指導との関係もあり、森林組合又は同連合会が、所属員の利益を増進する目的に適合するよう考慮の上積極的に契約を締結するよう指導すること。（要綱第4の2）

(ロ) 市町村民の組織する団体の中では、主として部落民等の組織する造林組合、青年団等の契約締結を勧奨しあっせんすること。

なお、これらの団体のうち法人格を有しないものにあっては、造林を行なうことに関する内部規約を明確に定めしめ、将来造林資産の処理について紛争を生じ、あるいは造林の実行に関する責任の所在があいまいになって契約の相手方に迷惑を及ぼすような事態をおこさないよう十分留意すること。（要綱第4の2）

(ハ) 市町村の契約締結を勧奨し、あっせんする場合においては、その財政事情を勘案するほかつとめて造林に関する条例を制定させ、契約の履行に一貫性を欠くことのないよう指導すること。（要綱第4の2）

(ニ) 学校設置法（公私立を問わない）の契約締結を勧奨し、あっせんするについては、「学校における緑化活動について」（昭和29年3月31日文初職第197号文部農林両次官共同通達）の趣旨にしたがってこれを行なうこと。（要綱第4の2）

(ホ) 農林業者の契約締結を勧奨しあっせんする場合においては、健全な中小森林経営者を育成することを旨として指導すること。（要綱第4の2）

6 契約事項の指導

(1) 土地所有者が造林者のために設定する権利は地上権のほか賃借権も考えられるが、

賃借権の場合には民法第604条の規定によってその存続期間の限度を20年と定められているので、特殊な短伐期施業を行なう場合のほかこれをさけさせること。（要綱第4の3の(1)）

- (2) 従来の分収造林契約においては殆ど造林木の共有が定められていないが、本法第1条及び第3条の規定の趣旨並びに税法の取扱を明確にする上に必要である所以をよく徹底することによりこれを定めさせること。（要綱第4の3の(6)）
- (3) 収益分収の割合は、地位、地利ともに中庸なところにおいては、通常土地所有者4（北海道では3）、造林者（三者契約の場合には費用負担者の分を含む）6（北海道では7）程度を標準とし、地位、地利の中庸以下のところにおいては土地所有者の分収割合が標準より下がり、地位、地利の中庸以上のところにおいては土地所有者の分収割合が標準より上がるようになることが適当であると考えるが、地方的に事情の異なるところも少なくないので要綱第4の3の(5)の諸因子を十分に勘案し、要すれば都道府県において、地方別の分収割合の標準を定めて指導する等の方法により、よく実情に即するように定めさせること。（地利中庸なところはトラック輸送による場合、最寄市場まで1日2往復程度の輸送が可能なところをいい、地位中庸のところは、伐期を40年とする場合、スギでは25石程度、ヒノキでは15石程度、マツ、カラマツでは20石程度の伐期平均成長量を期待しうるところをいう。）

また、契約当事者の間に特殊な縁故関係のある場合、あるいは学校林の設定のように契約の目的に公益的な意味合が強い場合等、分収割合の決定について必ずしも経済計算のみにより難い事情のあるものについては、その事情をも勘案して定めさせること。

なお、造林者と費用負担者の分収割合はそれぞれの負担する費用（間接費用を含む。）の割合（利率を加味して計算したもの）にしたがって定めさせること。（要綱第4の3の(5)）

以上の分収割合の指導については、補助金等はその受領者の如何にかかわらずいづれの契約当事者の負担ともみなされないこと。

- (4) 土地所有者あるいは費用負担者に対する一部の前金払や最低収益保証を契約することは分収造林契約の本旨ではなく、そのため本法の適用が受けられなくなるおそれもあり、また税法上の取扱が不利になるおそれもあるのでつとめてこれをさけさせること。

7 都道府県が当事者となることに伴う制度の整備

都道府県が造林者となっている現行の分収造林契約はその大部分が造林木を県有と定めており、またこれらの中その資金を民間の費用負担者から受入れているものはすべて3の後段でいう二面契約になっているので、この際所要の条例改正等を行ない三者契約と造林木の共有契約をなし得るようすみやかに措置すること。（要綱第4の4）

なお、費用負担者から造林に要する費用を都道府県に受入れる際の歳入予算の取扱については、自治省と打合わせの結果、（款）雑収入、（項）雑入、（目）雑入とし、たと

えば「分収造林契約負担金」等適宜の名称による節を定めることができると認められるので、そのように措置すること。（要綱第4の4）

8 紛争解決のあっせん

紛争解決のあっせんは、公正かつ迅速に行なうことを旨とし、必要があると認める場合は諮問委員を委嘱する等の方法によることも考慮すること。

なお、電気事業者が契約当事者となって行なう分収造林契約に関する紛争解決のあっせんについては、契約締結のあっせんの際と同様所轄の地方通商産業局と協議の上これを行なうこと。（要綱第5の2）

9 公有林の使用

本法第4条の規定は分収造林契約の締結について煩雑な手続を排するためのものであるから、住民の意思に反する結果をきたすことのないよう注意すること。特に名義は市町村有林であってもその実質が部落有であるものについては、部落民の意向が無視されることのないよう十分慎重に期すること。（要綱第6の1）

10 共有持分の分割請求権の排除

本法第3条の規定は契約当事者同士の同意によって相互に分割請求権を留保する旨の特約を無効にするものではないが、そのような特約は、一当事者の意思によって契約解除し得る旨を契約することに等しく、分収造林契約の本質をそこなうおそれが大きいので、かかる特約を行なわしめないよう指導する。（要綱第6の2）

11 税法上の取扱

分収造林所得の所得税法上の取扱に関する所得税法施行規則の改正は別紙3のとおり5月12日付け政令第115号をもって行なわれたが、これにともなう国税庁通達ならびに費用負担者の負担費用の法人税法の取扱に関する国税庁通達はいずれも6月末までには発せられる予定であるので、その趣旨をよく徹底して当事者の不安を除去し、積極的に契約を行なわせるよう指導すること。

12 契約届出の指導

分収造林契約はすべてこれを届出するよう指導し、その内容が適正を欠くものについては所要の改訂を行なうよう指導につとめること。

なお、届出のなされた契約については、あらかじめ別紙2の様式を参考として台帳を調整し、その要点を記載するとともに届出書を整理保管し、指導あっせんの便に供すること。（要綱第5の3）

13 既往の分収造林契約の改訂指導

既往の分収造林契約についても県公報への公示、出先機関を通ずる勧奨等により出来るかぎりすみやかに届出の励行をはかるものとし、契約内容に不備な点がある場合についてはその改訂につき指導の万全を期すること。

なお、従来行なわれてきた分収方式による県行造林についても7による条例改訂措置と併行して本法の適用をうけ得るよう改訂することにつとめること。

別紙1

分収造林をあっせんする土地の公示

分収造林を行なうのに適用と認められる下記の土地について、分収造林契約の締結のあっせんを行ないますから、造林者あるいは費用負担者となることを希望する人は文書をもって○○課へ申し出て下さい。なお、費用負担者の負担費用によって造林を行ないたい人は、その費用負担者と連名で申し出て下さい。

昭和 年 月 日

○ ○ 県

記

分収造林の対象地

| 団地番号 | 所 在 | | | 所有者及び面積 | | 地利 | 地位 | 造林指針 | | 土地所有者希望事項 | その他 |
|------|----------|----------|----|---------|--------------|----|----|------|-----|-----------|-----|
| | 郡 (市) | 町 (村) | 大字 | 所有者 | 代表地番 及び筆数 | | | 適木 | 作業法 | その他特記事項 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

(注) 1 地利及び地位は上・中・下をもって記載する。

2 面積は実測面積又は見込面積による。

3 1 団地の中に適木を異にする部分を含むばあいには面積の十分率により樹種別の割合を明記する(例えば、スギ6, ヒノキ4)。また、2樹種以上の適木がある場合には、その旨を明らかにする(例えば、スギ又はヒノキ)。

別紙2

分 収 造 林 契 約 台 帳

| 整理番号 | 受理年月日 | | |
|--------------------|-------------|---|---------|
| 記 事 | | 契 約 地 | |
| 契約あっせんの有無 | | 場 所 | 面 積 |
| 契約年月日 | | | |
| 契約期間 | | | |
| 設定される権利の種類 | | | |
| 紛争解決のあっせん依頼契約条項の有無 | | | |
| 区 分 | 契 約 者 | | 収益分収の割合 |
| | 住 所 | 氏 名 | |
| 土地所有者 | | | |
| 造林者 | | | |
| 費用負担者 | | | |
| 区 分 | 費 用 負 担 区 分 | 造 林 状 況 | |
| | | 樹種別割合及び町当たり植栽本数 | 植栽予定期間 |
| 土地所有者 | | | |
| 造林者 | | | |
| 費用負担者 | | | |
| 特 別 な 契 約 事 項 | | 分 収 造 林 特 別 措 置 法 第 1 条 該 当 の 有 無 | |

別紙3

所得税法施行規則の一部を改正する政令

(昭和33年5月12日 政令第115号)

内閣は、所得税法（昭和22年法律第27号）第10条第5項及び第20条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行規則（昭和22年勅令第110号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中『第7条の5』を『第7条の6』に改める。

第7条の6を第7条の7とし、第7条の5を第7条の6とし第7条の4の次に次の1条を加える。

（分収造林契約の収益）

第7条の5 公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）第1条、国有林野法（昭和26年法律第246号）第9条又は分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）第1条に規定する契約その他の造林に関する契約で、一定の土地所有者、当該土地の所有者以外の者でその土地につき造林を行なうもの及びこれらの者以外の者でその造林に要する費用の全部又は一部を負担するもの（以下本条において費用負担者という。）又はこれらの者のうちいずれか二者が当事者となって締結し、当該造林に係る山林の伐採又は譲渡による収益を一定の割合により分収することを定めたものに基づいてその当該契約に定める一定の割合により分収する金額（当該土地の所有者又は費用負担者が当該山林の伐採又は譲渡前に支払を受ける金額を含まないものとする。）は、法第9条第1項第7号に規定する所得の総収入金額とする。

ただし、当該土地の所有者若しくは費用負担者が当該山林につき当該契約に定める一定の割合により分収する金額のほか、当該契約期間中引き続き当該契約の対価に相当する金額の支払を受ける場合又は当該契約に係る権利を取得した者が当該権利の取得後1年以内に当該山林を伐採し、若しくは譲渡した場合における当該山林の伐採又は譲渡による収入金額については、この限りでない。

前項の規定は、同項本文の規定の適用がある同項に規定する契約に係る権利の譲渡による収入金額（当該権利の取得後1年以内に当該権利を譲渡した場合における当該譲渡による収入金額を除く。）について準用する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の所得税法施行規則第7条の5の規定は、昭和33年分以後の所得税について適用する。

編注：本所得税法施行規則第7条の5は、現行の所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第78条に相当する。

(参考)

所 得 税 法 施 行 令

(昭和40年3月31日 政令第96号)

第5款 山林所得

(分収造林契約の収益)

第78条 分収造林契約に基づき当該契約の当事者が当該契約の目的となった山林の伐採又は譲渡による収益を当該契約に定める一定の割合により分収する金額は、山林所得に係る収入金額とする。この場合において、当該契約の当事者である土地の所有者又は費用負担者（土地の所有者及びその土地につき造林を行なう者以外の者でその造林に要する費用の全部又は一部を負担するものをいう。以下この条において同じ。）がその山林の伐採又は譲渡前に支払を受ける金額は、当該分収する金額に含まれないものとする。

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する者に係る当該各号に掲げる金額は、山林所得以外の各種所得に係る金額とする。

- (1) 分収造林契約の当事者である土地の所有者又は費用負担者が当該契約に定める一定の割合により分収する金額のほか、当該契約の期間中引き続き当該契約の対価に相当する金額の支払を受ける場合 当該契約に係る山林の伐採又は譲渡による収益を一定の割合により分収する金額
- (2) 分収造林契約の当事者が当該契約に係る権利の取得の日以後5年以内に当該契約に係る山林を伐採し又は譲渡した場合 当該山林の伐採又は譲渡による収益を一定の割合により分収する金額

3 第1項の規定の適用を受ける分収造林契約に係る権利の譲渡による収入金額は、山林所得に係る収入金額とする。ただし、その権利の取得の日以後5年以内に当該権利を譲渡した場合におけるその譲渡による収入金額については、事業所得又は雑所得に係る収入金額とする。

4 前3項に規定する分収造林契約とは、国有林野法（昭和26年法律第246号）第9条（部分林の設定）、公有林野等官行造林法を廃止する法律（昭和36年法律第88号）附則第2項（経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公有林野等官行造林法（大正9年法律第7号）第1条（国の造林契約）又は分収造林特別措置法（昭和33年法律第57号）第1条（分収造林契約の定義）に規定する契約その他の造林に関する契約で、土地の所有者、土地の所有者以外の者でその土地につき造林を行なうもの及び費用負担者又はこれらの者のうちいづれか2者が当事者となって締結し、当該造林に係る山林の伐採又は譲渡により収益を一定の割合により分収することを約するものをいう。

三者契約の模範契約例
分収造林契約書

第1条 土地所有者〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地 何某（以下甲という。）、造林者 〇〇県（以下乙という。）及び費用負担者〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇会社（以下丙という。）の三者は、収益の分収を目的として造林するためこの契約を締結する。

第2条 甲は、その所有する次の土地について乙のために造林を目的とする地上権を設定する。

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

1 山林〇〇町〇反歩（実測面積〇〇町〇〇反歩）別紙実測図第1号

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

1 山林〇〇町〇反歩（実測面積〇〇町〇〇反歩）別紙実測図第2号

第3条 前条の地上権の存続期間は、昭和〇〇年〇月〇日から昭和〇〇年〇月〇日までの〇〇年間とする。

ただし、この契約が中途において全部又は一部の造林地（前条の土地をいう。以下同じ。）について解除された場合には、これにともなってその造林地の地上権も消滅し、またこの契約の目的達成上特に必要ある場合には当事者が協議の上造林地の全部又は一部において地上権の期間を延長することが出来るものとする。

第4条 前条により地上権が消滅した場合には乙はその土地を原状に復すことなく甲に返還するものとする。

第5条 第3条の期間内にこの契約にもとづいて植栽された樹木（以下造林木という。）の主伐を行なった場合乙は造林木の搬出が完了しあるいは造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したときに地上権を放棄するものとし、その後はこの契約の目的達成上支障のないかぎり甲がその土地に如何なる権利を行使しても異議を申立てない。

なお、地上権の抹消登記は造林地の全部について地上権が消滅したときに行なうものとする。

第6条 乙は造林地に対しおおむね次の基準に従って植栽を行ない、植栽した樹木を保育し、かつ、これに伴う管理業務を行なう。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1 樹種別植栽比率 | すぎ4割、あかまつ6割 |
| 2 1町歩当たり植栽本数 | すぎ3,000本、あかまつ4,500本 |
| 3 年度別植栽面積 | 昭和33年度 〇〇町〇〇反歩 昭和34年度 〇〇町〇〇反歩 |
| 4 補 | 植栽の翌年次1回 |
| 5 下刈 | 植栽年次以後毎年1回づつ5回 |
| 6 除伐及びつる切り | 7乃至12年次の間に2回 |

7 枝 打 10乃至15年次の間に2回

第7条 造林地の施業方法は乙がこれを決定するが、甲及び丙は隨時これについて意見を申入れることが出来る。

この場合乙は申入れの趣旨を尊重し参酌するものとする。

第8条 有害鳥獣及び病害虫の駆除及び予防については必要な都度当事者が協議の上その方法を決定する。ただし、軽微なものについては乙がこれを決定することが出来る。

第9条 この契約の履行に要する費用は別条に定めるもののほか、次の区分により当事者がこれを負担する。

丙 1 植栽及び保育を行なうに要する直接費用（補助金等を除く。）

2 有害鳥獣及び病害虫の予防及び駆除に要する直接費用（補助金等を除く。）

3 境界標識及び防火線の設定に要する直接費用

4 植栽後〇〇年次までの全造林木に対する火災保険料

5 1～3の直接費用の〇割に相当する管理業務費

乙 丙の負担金を除く管理業務費

甲 造林地に対する公租公課

第10条 造林事業に対する補助金奨励金等は乙が自己の名義により申請してこれを受領し、丙はそれまでの間当該金額を立替えるものとする。

第11条 乙と丙は毎年〇月〇日までに爾後1年分の費用の概算額及び支払期日を協議決定し、丙はその額を定められた日までに乙に支払う。

第12条 乙は毎年〇月〇日までに過去1カ年間の業務報告書と収支明細書を甲及び丙に送付するものとする。

また、甲及び丙は隨時乙に通知の上造林地に立入って、その成績を調査することができる。

第13条 甲は次の管理業務について乙に協力する。

1 火災の予防及び消火

2 盜伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び排除

3 有害鳥獣及び病害虫の予防及び駆除

4 境界標その他標識の保全

5 労務の調達

第14条 造林地に対して林道その他の公共施設設置を伴う受益者負担金が課せられた場合、その納付事務は乙が行なうものとし、次の区分によって当事者がその金額を分担する。

1 甲が全金額の〇割を分担する。

2 1により甲が負担した額の残額を第21条の収益分取の割合によって甲、乙、丙が分担する。

第15条 造林地の地上権及び造林木に関し第3者からうける賠償金、補償金その他これに類するものの請求は乙がこれを行ない、その請求に要した費用を控除して第21条の収益

分収の割合によりこれを分収する。

第16条 森林火災保険については植栽後の〇〇年次まで全部の造林木について乙が自己の名義で〇〇保険への加入契約を行なうものとし、〇〇年次以降の加入については別途協議してこれを定める。

第17条 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により再造林を必要とするに至った場合においては再造林について、当事者間で協議を行なう。

再造林を行なう場合には、それに要する費用負担は第9条の区分による。ただし、当事者が火災保険金を受取った場合には、その額の限度内において甲乙丙それぞれの受取保険金額の比率で改植費を分担する。

なお、甲及び乙が火災保険金を受取った場合に再造林を行なわなくなったときは、甲及び乙はそれぞれの共有持分のために丙が負担した保険料相当額を丙に支払うものとする。

第18条 造林地の保有のため除去した樹木については、乙はあらかじめ甲及び丙の同意を得てこれを無償で譲渡することができる。

また、前項の樹木を乙が有償で譲渡したときは、その代金は第21条の収益分収の場合により当事者がこれを分収する。

第19条 造林地の落葉落枝下草の類については、造林木の育成上支障のない限り乙が自由に処分することが出来る。

第20条 乙が造林に着手した後天然に生育した樹木及び造林に着手する前から存立する樹木（別途甲のものとして存置することと定めたものを除く。）で造林木とともに生育させるものは造林木とみなす。

なお、乙が造林に着手するまでに甲が収去しなかった樹木は、前項括弧書きのものを除き、乙がこれを除去してもあるいは造林木とともに生育させても甲は異議を申立てない。

第21条 造林による収益は甲〇乙〇丙〇の割合によってこれを分収する。

第22条 造林木は甲乙丙三者の共有とし、共有の持分の割合は前条の収益分収の割合に等しいものとする。

第23条 造林木の間伐及び間伐木の販売の時期は、甲及び丙の意見をきいて乙がこれを決定する。

第24条 造林木の主伐及び主伐木販売の時期は、植栽後〇〇年次以降地上権の存続期間内において当事者が協議の上これを決定する。

第25条 造林木の販売予定価格及び販売方法は当事者が協議の上これを決定する。この場合乙は素材の最寄市場価格を基礎として算出した販売予定価格の見積書を甲及び丙に提示する。

第26条 収益の分収は間伐木及び主伐木の販売の都度その代金から販売に要した費用（伐木、造材、運搬等を行なった場合はこれに要した費用を含む。）を差引いたものについて

行なう。

第27条 主伐木について収益の分収が完了した後において造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したため造林地に造林木が残置された場合、その造林木の所有権は甲に帰属する。

第28条 地上権及び造林木の共有持分は他の当事者の承諾を得なければこれを譲渡したまは担保に供することができない。

第29条 この契約は次の場合に全部又は一部についてその効力を失う。

- 1 第17条の場合に再造林を行なうことについて協議がととのわないとき。
- 2 公用または公益事業のため造林地の全部又は一部を造林の目的に使用することが出来なくなつたとき。
- 3 当事者のいずれかが本契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、他の当事者が契約の解除を要求したとき。

第30条 この契約を締結するために必要な手続は当事者が協力して行なうものとし、手続を行なうために要する費用は丙が負担する。

第31条 この契約の条項に定めのない事項については、必要に応じ関係当事者が協議の上これを定める。

第32条 この契約の履行について当事者の意見が一致しない場合には、農林大臣に申出てそのあっせんを受けるものとする。

第33条 この契約について当事者で民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は○○地方裁判所とする。

第34条 この契約を証するため正本3通を作成し、当事者各1通を保有するものとする。

昭和○○年○月○日

○○県○○郡○○村大字○○○○番地

甲 何 某 ㊞

○○市○○町○○番地

乙 ○○県知事 何 某 ㊞

○○県○○市○○町○○番地

丙 ○○会社社長 何 某 ㊞

別紙 5

二 者 契 約 の 模 範 契 約 例
分収造林契約書

第1条 土地所有者〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地 何某（以下甲という。）と造林者〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地 何某（以下乙という。）は収益の分収を目的として造林するためこの契約を締結する。

第2条 甲はその所有する次の土地について乙のために造林を目的とする地上権を設定する。

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

1 山林 〇〇町〇反歩（実測面積〇〇町〇〇反歩 別紙実測図第1号）。

〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇〇〇番地

1 山林 〇〇番〇反歩（実測面積〇〇町〇〇反歩 別紙実測図第2号）。

第3条 前条の地上権の存続期間は昭和〇〇年〇月〇日から昭和〇〇年〇月〇日までの〇年間とする。

ただし、この契約が中途において全部又は一部の造林地（前条の土地をいう。以下同じ。）について解除された場合には、これにともなってその造林地の地上権も消滅し、またこの契約の目的達成上特に必要ある場合には、当事者が協議の上地上権の全部又は一部についてその期間を延長することが出来る。

第4条 前条により地上権が消滅した場合、乙はその土地を原状に復すことなく甲に返還するものとする。

第5条 第3条の期間内に主伐を行なった場合、乙は造林木の搬出が完了し、あるいは造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したときに地上権を放棄するものとし、その後はこの契約の目的達成上支障のないかぎり、甲がその土地に如何なる権利を行使しても異議を申立てない。

なお、地上権の抹消登記は造林木の全部において搬出を完了したときに行なうものとする。

第6条 乙は造林地に対しおおむね次の基準に従って植栽を行い、植栽した樹木（以下造林木という。）を保有し、かつ、これ等に伴う管理業務を行なう。

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| 1 樹種別植栽比率 | すぎ4割 あかまつ6割 |
| 2 1町歩当たり植栽本数 | すぎ3,000本 あかまつ4,500本 |
| 3 年度別植栽面積 | 昭和33年度 〇〇町〇〇反歩 昭和34年度 〇〇町〇〇反歩 |
| 4 補植 | 植栽の翌年次1回 |
| 5 下刈 | 植栽年次後毎年1回ずつ5回 |
| 6 除伐及びつる切り | 7乃至12年次の間に2回 |

7 枝 打 10乃至15年次の間に2回

第7条 造林地の施業方法ならびに有害鳥獣及び病害虫の駆除及び予防の方法については乙がこれを決定するが、甲は隨時これについて意見を申入れることが出来る。

この場合乙は申入れの趣旨を尊重して参酌するものとする。

第8条 この契約の履行に要する費用は別条に定めるものとの他次の区分により当事者がこれを負担する。

- 乙 1 植栽及び保育を行なうに要する費用
- 2 有害鳥獣及び病害虫の予防及び駆除に要する費用
- 3 境界標識及び防火線の設定に要する費用
- 4 植栽後〇〇年次までの全造林木に対する火災保険料
- 甲 1 造林地に対する公租

第9条 造林事業に対する補助金奨励金等は乙が自己の名義により申請してこれを受領するものとする。

第10条 乙は毎年〇月〇日までに過去1ヵ年間の事業報告書と収支明細書を甲に送付する。また甲は隨時乙に通知の上造林地に立入って、その成績を調査することができる。

第11条 甲は次の管理業務について乙に協力する。

- 1 火災予防及び消火
- 2 盗伐、誤伐、侵墾その他の加害行為の予防及び排除
- 3 有害鳥獣及び病害虫の予防及び排除
- 4 境界標その他標識の保全
- 5 労務の調達

第12条 造林地に対して林道その他の公共施設設置を伴う受益者負担金が課せられる場合、その納付事務は乙が行なうものとし、その金額は甲〇乙〇の割合によって分担する。

第13条 造林地の地上権及び造林木に関し第三者からうける賠償金、補償金、その他これに類するものの請求は乙がこれを行ない、この請求に要した費用を控除して第19条の収益分取の割合によりこれを分取する。

第14条 森林火災保険については植栽後〇〇年次まで全部の造林木について乙が自己の名義で〇〇保険への加入契約を行なうものとし、〇〇年次以降の加入については、別途協議してこれを定める。

第15条 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により再造林を必要とするに至った場合においては、再造林について当事者間で協議を行なう。

再造林を行なう場合には、それに要する費用負担は第8条の区分による。ただし、当事者が火災保険金を受取った場合は、その額の限度内において甲乙それぞれの受取保険金額の比率で改植費を分担する。

なお、甲が火災保険金を受取った場合に、再造林を行なわなくなったときは、甲は自己の共有持分のために乙が負担した保険料相当額を乙に支払うものとする。

第16条 造林地の保育のため除去した樹木については、乙はあらかじめ甲の同意を得てこれを無償で譲渡することができる。

また前項の樹木を乙が無償で譲渡したときは、その代金について第20条の収益分収の割合により当事者がこれを分収する。

第17条 造林地の落葉、落枝、下草の類については造林木の育成上支障のないかぎり乙が自由に処分することが出来る。

第18条 乙が造林に着手した後天然に生育した樹木及び造林に着手する前から存立する樹木（別途甲のものとして存置することと定めたものを除く。）で造林木とともに生育させるものは造林木とみなす。

なお、乙が造林に着手するまでに甲が収去しなかった樹木は、前項括弧書きのもののほか乙がこれを除去してもあるいは造林木とともに生育させても甲は異議を申立しない。

第19条 造林による収益は甲〇乙〇の割合によってこれを分収する。

第20条 造林木は甲乙両者の共有とし、共有の持分の割合は前条の収益分収の割合に等しいものとする。

第21条 造林木の間伐木の販売の時期は甲の意見をきいて乙がこれを決定する。

第22条 造林木の主伐及び主伐木販売の時期は、植栽後〇〇年次以降地上権の存続期間内において当事者が協議の上これを決定する。

第23条 造林木の販売予定価格及び販売方法は当事者が協議の上これを決定する。

この場合乙は素材の最寄市場価格を基礎として算出した販売予定価格の見積書を甲に提示する。

第24条 収益の分収は間伐木及び主伐木販売の都度、その代金から販売に要した費用（伐木、造材運搬等を行なった場合はこれに要した費用を含む。）を差引いたものについて行なう。

第25条 主伐木について収益の分収が完了した後において造林木の買受人が買受けた造林木に関する権利を放棄したため造林木が残置された場合、その造林木の所有権は甲に帰属する。

第26条 地上権及び造林木の共有持分は相互に相手方の承諾を得なければこれを譲渡し又は担保に供することができない。

第27条 この契約は次の場合に全部又は一部についてその効力を失う。

- 1 第15条の場合、再造林を行なうことについて協議がととのわないとき。
- 2 公用又は公益事業のため造林地の全部又は一部を造林の目的に使用することが出来なくなったとき。
- 3 当事者の何れかが本契約の条項に違反したため契約の目的を達成することが困難になった場合において、他の当事者が契約の解除を要求したとき。

第28条 この契約を締結するために必要な手続は当事者が協力して行なうものとし、手続きを行なうために要する費用は乙が負担する。

第29条 この契約の条項に定めのない事項については必要に応じ当事者が協議の上これを定める。

第30条 この契約の履行について当事者の意見が一致しない場合には○○県知事に申出でそのあっせんを受けるものとする。

第31条 この契約について、当事者が民事訴訟を提起する場合の第一審裁判所は○○地方裁判所とする。

第32条 この契約を証するため正本2通、副本1通を作成し、正本は当事者名1通を保有し、副本は○○県知事に提出するものとする。

昭和○○年○月○日

○○県○○郡○○村大字○○○○番地

甲 何 某 ㊞

○○県○○郡○○村大字○○○○番地

乙 何 某 ㊞